八戸市飼い主のいない猫に関するガイドライン

～人と猫の共生する地域社会を目指して～

八戸市保健所衛生課

目次

【はじめに】 3ページ

【猫の定義】 3ページ

【猫について】 4ページ

【飼い主のいない猫が増える原因】 5ページ

【飼い主のいない猫が引き起こす問題】 6ページ

【飼い主の責務と適正飼養】 6ページ

【飼い主のいない猫への対応】 7ページ

【行政の役割】 9ページ

＜参考法令＞ 10ページ

＜問合せ・相談窓口＞ 20ページ

【はじめに】

八戸市保健所には連日、猫による糞尿被害や発情期の鳴き声、野良猫への餌やり等に関する相談が寄せられています。これらの猫に関する問題は、一部の無責任な飼い主が猫を捨てたり、不妊去勢手術をせずに屋外で飼育していて子猫が産まれてしまったり、『かわいそう』という理由による無責任な餌やり等に起因するものです。また、地域の中で迷惑を受けている人と猫に餌を与えている人との間でトラブルに発展する場合もあります。

動物愛護管理に関する課題解決については、行政やその他の関係団体がそれぞれの役割のもと、協働して取り組むことが必要ですが、特に、飼い主のいない猫に関する問題の早期解決に関しては、市民が地域の環境問題としてとらえ、積極的に取り組むことが必要です。

このガイドラインは、飼い主のいない猫に関する問題の解決に向けて、八戸市の考え方を示すとともに、取り組みの中心となる地域の方々（猫が苦手な方、猫を好きな方、興味のない方）が対応を行う際の参考となるよう作成したものです。

【猫の定義】

１　飼い猫

飼い主（所有者又は占有者）が存在する猫

・自由に屋内外を出入りしている猫
・逃げ出して迷子になった猫
・餌やり猫（餌を与えている方が、所有権占有権を主張する）
など

２　飼い主のいない猫

特定の飼い主が存在しない猫

・屋外で人に関わらず完全に自活している猫
・餌やり猫(餌を与えている方が、所有権占有権を主張しない)
など

※どちらに該当するかは、猫の状況を把握し、個別に判断する必要があります。

【猫について】

1　猫の寿命

野生の場合には３～４年ともいわれていますが、室内飼育の場合には 10 年以上、20 年近く生きる猫も近年では珍しくないです。野生の場合、栄養不足、病気、気候変化による寒暖差、縄張り争い等、野良猫を取り巻く環境が厳しいため寿命が短いです。また、交通事故によって命を失うケースも多くあります。

2　猫の妊娠

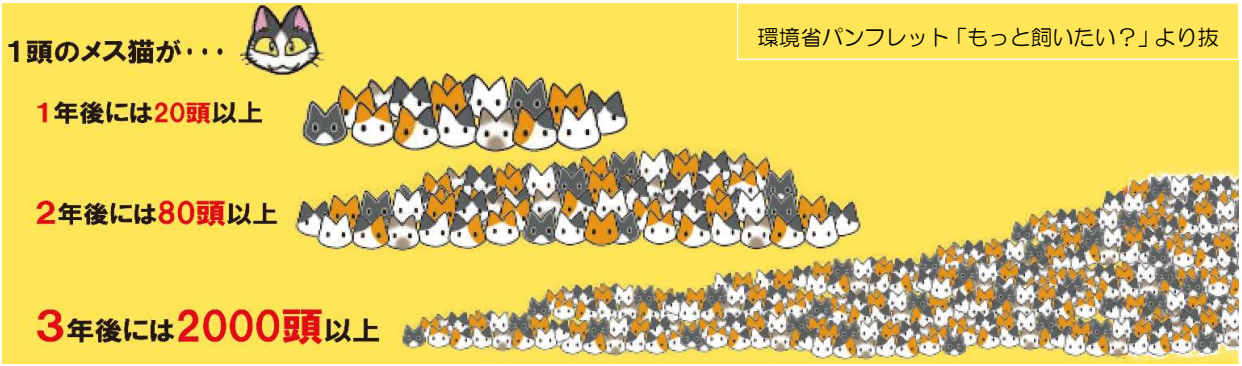
メスの猫は生後４～12 か月で妊娠できるようになり、オスの猫は生後８～12 か月で交尾できるようになります。春先に産まれたメスの子猫はその年の秋には妊娠できるようになります。また、猫は交尾の刺激で排卵するので、交尾すればほぼ 100%妊娠します。

3　猫の出産

猫の妊娠期間は約２か月で、１回の出産で４～８匹の子猫を産み、１年に２～４回の出産が可能です。

4　猫の増え方

計算上は、１匹のメス猫が１年で 20 匹、２年で 80 匹以上に増えることが可能です。３年後には 2,000 頭以上になってしまう可能性もあります。猫は自然に従って妊娠・出産するだけで、自分で繁殖をコントロールすることはできません。



5　猫の繁殖行動

性成熟したオスは大きな声で鳴いたり、自分の縄張りを保持するため、高い位置や目新しい物に尿スプレー（マーキング）をする習性があります。また、発情期のメスも、オスを誘うために尿スプレーをすることがあります。

6　猫の排泄

猫はきれい好きな動物です。決まった場所で排泄をします。細かい砂、柔らかい場所を好み、排泄物を埋めて隠す習性があります。

7　猫の活動範囲

猫の活動範囲は環境によって変化しますが一般的には 50～500ｍと言われています。メスや去勢されたオスの行動範囲は小規模で狭いですが、去勢されていないオスは広く、メスの数倍と考えられています。

8　猫の活動時間

猫は夜行性と言われていますが、実際は夜も含め、1日の半分近くを寝て過ごします。そして、鳥などが活動を始める明け方や夜行性のネズミ等の小動物が活動する夕暮れ時に活発に活動します。なお、野良猫の活動時間は餌やりの給餌時間によって変わります。

【飼い主のいない猫が増える原因】

1　無責任な餌やり

飼い主のいない猫を「かわいそう」と思う気持ちは、人として当然ある感情です。しかしながら、その「かわいそう」が、「単に餌やりをする」という行為のみであった場合は、さらなる「かわいそう」な猫の増加や近隣トラブルを招いてしまいます。また、その猫の一生や地域環境に対して，将来にわたって責任が取れないのであれば、人にとっても猫にとっても不幸なことです。飼い主のいない猫へ繰り返し餌を与える方は、飼い主に準じた責務があります。「かわいそうだから」と言って、餌を与えるだけでは、近隣に猫が居つき、不妊去勢手術をしなければ、新たな命が生まれ、どんどん猫が増えていきます。

2　猫の増えやすい環境

飼い主のいない猫が増えやすい環境のポイントは、安心できる隠れ場所と餌です。空家があり、そこで無責任な餌やりを行えば、どんどん増えていきます。物置や納屋なども隠れ場所になります。出産されないよう建物に侵入させないなどの整備しておくと良いです。

３　遺棄

動物を捨てることは犯罪です。産まれた子猫については、捨てることなく、責任を持って、新しい飼い主を探しましょう。動物の愛護及び管理に関する法律で動物を遺棄（捨てること）したものは一年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処すると規定されています。

動物の遺棄を発見した際には、警察に連絡してください。



【飼い主のいない猫が引き起こす問題】

近隣に対して糞尿による被害や家財を損壊するなどの迷惑をかけます。また、車を傷つける、畑を荒らされるといった問題も起きます。交通事故、他の猫とのけんかによる感染症の危険性が常にあり、猫自身の健康と安全の問題にもつながります。

【飼い主の責務と適正飼養】

飼い主のいない猫へ繰り返し餌を与える方には、飼い主に準じた責務があります。

１　飼い主が守るべきルール

動物の愛護及び管理に関するに法律において飼い主の責務が明示されています。周囲に迷惑をかけないように飼うこと（迷惑防止）、最後まで責任をもって飼うこと（終生飼養）、動物が増えすぎて適切な飼育ができなくならないよう不妊去勢手術を行なうこと（繁殖制限）、飼い主がわかるよう迷子札、マイクロチップ等の装着を行うこと（所有明示）などです。

２　推奨される飼い方

（1）室内飼い

交通事故やケガを防ぐことができます。虐待事件に巻き込まれたりすることも防げます。また、地域や周辺の住民に迷惑をかけることもありません。

（2）不妊去勢手術

望まれない出産を防ぐことができます。発情時期の鳴き声対策やマーキングの軽減にもつながります。

（3）迷子札、マイクロチップ等の装着

震災や事故等予期せぬ事態で飼い猫が迷子になっても、飼い主のもとに戻ることができます。



（4）正しい知識

猫の習性などを知ることで猫の行動を理解することができます。例えば猫は爪の手入れやマーキング、気分転換などの目的で爪とぎをします。猫のお気に入りの爪とぎグッズを自宅に用意しましょう。

（5）健康管理

日頃から、食欲、動作、排せつ物（尿・糞）などに異常がないか注意しましょう。異常が見つかったら、早めに獣医師に相談しましょう。猫は、感染症や生活習慣病など様々な病気にかかります。獣医師と相談して、定期的な健康診断やワクチン接種などの感染症予防、ノミ・ダニの予防などの健康管理を適切に実施しましょう。



【飼い主のいない猫への対応】

1　個別の対応（自衛対策と被害軽減）

被害を少しでも減らすよう、以下に対策の一例をあげますので、試してみてください。猫に直接危害を加えるような方法は動物虐待として法律で禁止されており、犯罪です。（５年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）

（1）餌となるものを家の周りに置かないようにしましょう。

・家庭ゴミを適正に管理する。
・飼い猫の餌を屋外に置いたままにしない。
・猫にゴミを荒らされないように、ゴミ収集場所を囲う。
・飼い主ではないのに、餌を与えている人（通称：餌やりさん）に理解を求める。行政に相談されてもよいでしょう。

（2）猫が好んで寄りつくような場所を作らないようにしましょう。

・物置等の扉をきちんと閉める。
・倉庫や建物等の隙間に網を張る、塀などの土台部分に金網や柵を設置する。（間隔は５cmより細かく）
・プラスチック製猫侵入防止用トゲトゲを設置する。（用途に応じて枚数や置き方を工夫する）

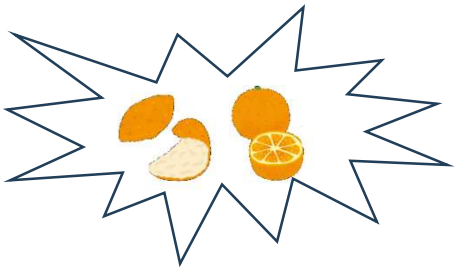


（3）猫が敷地内に侵入してこないように対策をしましょう。
（猫によっては、いずれの方法も効果がない場合もあります。）



・市販の猫忌避剤、猫よけ用超音波発生装置などを使用。
・水をまき、地面をぬらす。
・通り道に砂利を敷く。
・猫の侵入口に植物を植える。（ドクダミ・ゼラニウム・ヘンルーダ・柑橘系・ミント系・トゲのある植物・カラタチ・ヒイラギ・ピラカン等）
・柑橘類の皮、唐辛子、コーヒーかす、食用酢、木酢液など猫が嫌がる臭いがするものをまく。（酢や木酢液は５～10倍に薄めて被害のある場に撒くと良いです。）







2　地域での取り組み

飼い主のいない猫に餌やりをするのは自由ですが、なぜ不妊去勢手術やトイレの世話までしなければならないのでしょうか？

環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に、「飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、 周辺地域の住民の十分な理解の下に給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するように努めること。」と示されているからです。

地域で起きている飼い主のいない猫に関する問題について、自分の考えを主張するだけでなく、他の人の考えにも耳を傾け、理解するよう努めましょう。また、地域に活動する方がいる場合は、その方々の活動について関心を持ち、必要に応じて協力しましょう。

（1）TNR活動

野良猫の繁殖を抑え、今以上に野良猫が増えないようにすることを目的に捕獲（Trap）し、不妊手術（Neuter）をして元のテリトリーに戻す（Return）活動のことです。「TNR活動」は野良猫を増やさないための早期対策が可能ですが、TNR後に、地域の問題として対応すること（地域猫活動）が理想です。





不妊手術済の猫は耳先をV字にカットします。（さくら耳）耳先カットの猫はもう繁殖しません。

（２）地域猫活動

不妊又は去勢手術して一代限りの命を全うさせる活動のことです。この活動では、野良猫をＴＮＲ後に地域住民の合意のもと、飼育管理者を明確にし、その地域にあった方法で、飼育する対象の猫の把握、餌やトイレの管理、周辺環境の美化等適切に飼育管理します。地域での飼い主のいない猫によるトラブルの解決には有効な方法ですが、地域住民の協力と理解が必要で、猫の把握、繁殖制限、餌やりの管理、トイレ設置、周辺環境の保全等々、労力も費用も時間もかかるため、地域住民の同意と主体的活動が不可欠になります。この活動は、お互いの立場を尊重しながらすすめていくことが大変重要です。

【行政の役割】

1　相談の受付

八戸市民から寄せられる相談や苦情の窓口になり、必要であれば状況の把握のために調査を行います。また、猫の屋内飼育の推奨など、飼い主への適正飼育の啓発を行うほか、屋内飼育がすぐに行えない場合には、トイレの設置や不妊去勢手術の実施など適切な飼育方法について助言し、トラブルの減少に努めます。

2　傷病猫等の保護・収容

八戸市では、負傷するなどして全く動けない状態の猫の収容を行います。負傷の状況にもよりますが、回復後は可能な限り譲渡を行います。

3　飼い主のいない猫の引取りについて

飼い主のいない猫について、「餌を与えていた猫が出産したため、引き取って欲しい」「周辺に野良猫が多く、被害に困っているため、引き取って欲しい」

といった相談が寄せられますが、対応はしていません。飼い主のいない猫について、地域の実情に合わせ、地域の方々が主体となり対応を取ることが望ましいと考えます。

４　その他

動物愛護週間にイベントを行う等、動物愛護に関する普及啓発を行います。

＜参考法令＞

☆動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和48年10月１日法律第105号）

最終改正：令和７年６月１日法律第 68 号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条　動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならい。

２　何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第三章　動物の適正な取扱い

第一節　総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条　動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産

に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。
２　動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
３　動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
４　動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
５　動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
６　動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。
７　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第四節　周辺の生活環境の保全等に係る措置
第二十五条　都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
２　都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
３　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
４　都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告す

ることができる。
５　都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
６　第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
７　都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第四章　都道府県等の措置等
（犬及び猫の引取り）
第三十五条　都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。
２　前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
３　前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
４　都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
５　都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び

第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
６　都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
７　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
８　国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）
第三十六条　道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。
２　都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
３　前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

（犬及び猫の繁殖制限）
第三十七条　犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。
２　都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四章の三　犬及び猫の登録
（マイクロチップの装着）
第三十九条の二　犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省

令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
２　犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

（マイクロチップ装着証明書）
第三十九条の三　獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書（次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という。）を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。
２　マイクロチップ装着証明書の様式その他の必要な事項は、環境省令で定める。

（取外しの禁止）
第三十九条の四　何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

（登録等）
第三十九条の五　次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。
一　第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者　当該マイクロチップを装着した日
二　マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けていないものを取得した犬猫等販売業者　当該犬又は猫を取得した日
２　登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地
二　登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号

三　前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
３　登録を受けようとする者（第一項第一号に掲げる者に限る。）は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。
４　環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明書（以下この章において「登録証明書」という。）を交付しなければならない。
５　登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。
６　登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。
７　環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
８　登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
９　登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

（変更登録）
第三十九条の六　次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならない。
一　登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者
二　犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの
２　前条第四項から第九項までの規定は、前項の変更登録（以下この章において単に「変更登録」という。）について準用する。

第六章　罰則
第四十四条　愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。
２　愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又

は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

３　愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

４　前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一　牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二　前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又はは爬虫類に属するもの

☆動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（平成18年１月20日環境省令第１号）

最終改正：令和７年９月１日環境省令第３号

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条　法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

一　動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二　動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三　動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛

四　動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

（虐待を受けるおそれがある事態）

第十二条の二　法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職

員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。
一　動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
二　動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
三　動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
四　栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
五　爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
六　繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

☆青森県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

平成十四年十二月二十日
青森県条例第八十一号
最終改正：令和２年６月１日

第一章　総則
（目的）
第一条　この条例は、動物の愛護及び管理に関する県及び県民の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する措置について必要な事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　飼い主　動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限る。)の所有者(所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合にあっては、その者)をいう。
二　飼い犬　現に飼養され、又は保管されている犬をいう。
三　係留　飼い犬を、固定した施設若しくは物件に鎖、綱等でつなぎ、又はおり、さくその他の囲いに入れ、かつ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのないようにすることをいう。

（県の責務）

第三条　県は、人と動物が共生する社会づくりを推進するための動物の愛護及び管理に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（県民の責務）

第四条　県民は、動物が命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及び適正な取扱いに努めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（啓発）

第五条　県は、県民の動物の愛護及び適正な取扱いについての関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

２　県は、飼い主に対し、動物の生態、習性及び生理並びに動物に起因する感染性の疾病についての正しい知識等動物の適正な飼養及び保管に関する必要な情報の提供を行うものとする。

（治療、譲渡等）

第六条　県は、その収容する犬、ねこ等の動物について、疾病にかかり、又は負傷している場合における治療、適正に飼養することができると認められる者への譲渡その他の飼養の継続のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節　飼い主の遵守事項

（飼い主の遵守事項）

第七条　飼い主（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第十二条第一項第四号に規定する第一種動物取扱業者及び法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者を除く。以下この節において同じ。）は、その飼養し、又は保管する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　適正な管理が可能な範囲内の数とすること。

二　種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

三　ふんその他の汚物、毛、羽毛等を適正に処理すること。

四　動物に対するワクチンの接種その他の動物に起因する感染性の疾病の予防に関し必要な措置を講ずること。

五　飼養し、又は保管するための施設は、種類、習性等を考慮したものとし、これを適正に維持管理すること。

六　飼い主であることを明らかにするための措置を講ずること。

七　逸走した場合には、自ら捜索し、捕獲すること。
八　災害の発生により避難する場合には、安全を確保すること。
九　哺乳類に属する動物を離乳前に譲渡しないこと。
十　死亡した場合には、その死体を適正に処理すること。

２　飼い主は、やむを得ず動物を飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができると認められる者に譲渡するよう努めなければならない。

☆家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

平成14年環境省告示第37号
最終改正：平成25年環境省告示第82号

第５　猫の飼養及び保管に関する基準

１　猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑 を及ぼすことのないよう努めること。

２　猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並び に周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法 により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健 康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により 周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

３　猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

４　猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、 適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府 県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識する こと。

５　猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しない よう努めるとともに、法第22条の５の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努 めること。

６　飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域

の住民の 十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、 周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

＜問合せ・相談窓口＞

八戸市保健所衛生課

住　　所：八戸市田向三丁目６－１

連 絡 先：0178-38-0721

受付時間：平日８：15～17：00

令和８年 11 月 11 日発行